

監 第 1 4 2 号
令和 4 年 2 月 16 日

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様

今 治 市 議 会 議 長 近 藤 博 様

今 治 市 監 査 委 員 木 原 盛 展

同 羽 藤 謙 司

定期監査の結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく令和 3 年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象 水道部

水道総務課、水道工務課

今治事業所、朝倉事業所、玉川事業所、波方事業所、

大西事業所、菊間事業所、越智諸島事業所

3 監査の期間 令和 3 年 5 月 12 日～令和 4 年 2 月 16 日

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和元年度における水道部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、おおむね適正に処理されていたが、特に個別に改善を要する事項は次のとおりである。

【水道事業】

(指摘)

- 1 営業外収益(雑収益)において、当該年度決算が確定した後に調定処理漏れが判明し、収納日である翌年度4月1日に調定処理を行った項目があったため、適正に事務処理されたい。
- 2 提出依頼したが見つからない書類が見受けられたので、文書管理を徹底し、定められた保存年限まで適正に保管されたい。
- 3 発注単位ごとでは単独見積により事業者を選定可能な10万円未満の備用品の購入において、発注先が同一業者であったことから複数の発注分を1枚の支払伝票で支払っているものが見受けられた。このような際には、不要な誤解を招くことのないよう、発注単位ごとに支払伝票を作成するようにされたい。
- 4 伝票記載の金額を修正したまま決裁されているものが見受けられたので、新たな伝票で決裁するように適正に事務処理されたい。
- 5 水道給水加入金の還付について、振替伝票の発行を失念しているものが見受けられたので、今治市公営企業財務規程に基づき適切に事務処理をされたい。
- 6 地方公営企業法施行令第22条の5に規定されている出納取扱金融機関等に対する検査の実績が見受けられなかったため、適切に実施されたい。

(意見)

- 1 電気保安業務委託に係る点検報告書に機器交換推奨報告があるものについては、機器の状態を確認のうえ、交換するかどうかの判断内容を記録として残されたい。

【工業用水道事業】

(指摘)

- 1 業務委託契約において、仕様書記載の提出書類が、一部提出されていなかったため、適正に事務処理されたい。
- 2 業務委託の契約事務において、地方公営企業法施行令及び今治市契約規則の条項により随意契約(比較見積)としていたが、同条項を適用すべきものではなかったため、適正に事務処理されたい。